

広島市立大学学部長等選考規程

平成22年4月1日

規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学国際学部長、広島市立大学芸術学部長及び広島市立大学大学院情報科学研究科長（以下「学部長等」という。）の選考及び任期に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 学部長等の選考は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき。
- (2) 学部長等が辞職を申し出たとき。
- (3) 学部長等が欠けたとき。

2 前項の選考は、同項第1号に該当する場合は、任期満了の日の30日前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(推薦の要請)

第3条 理事長は、学部長等の選考を行うに際しては、国際学部教授会、情報科学研究科委員会又は芸術学部教授会（以下「各学部教授会等」という。）並びに教育研究評議会に対し、期限を付して、学部長等の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）の推薦を行うよう要請する。

2 教育研究評議会は、前項の要請を受けて必要と認めた場合は、理事長に対し、選考対象者の推薦を経営協議会へ要請するよう内申することができる。

3 理事長は、教育研究評議会から前項の内申があったときは、経営協議会に対し、期限を付して、選考対象者の推薦を行うよう要請する。

(学部長等の資格)

第4条 学部長等は、任期の初日において次の各号に掲げるいずれかの者でなければならない。

- (1) 当該学部又は研究科に所属する教授。ただし、学部長等に選考された場合（第9条第3項に定める再任の場合を除く。）においてその任期満了の日の前日までに定年退職日（公立大学法人広島市立大学職員就業規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第2号）第22条に規定する定年退職日をいう。）が到来する者を除く。

(2) 前号に掲げる者のほか、教授として十分な教育研究業績を有し、大学に関し広くかつ高い識見を有する者

(3) 前2号においては、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第5条に規定する学長及び副学長である者を除く。

（推薦）

第5条 各学部教授会等は、第3条第1項の要請があったときは、選考対象者の同意を得た上で、理事長に対し、選考対象者を2人以上推薦しなければならない。

2 前項の推薦は、前条第1号に規定する者の中から推薦する。

3 第1項の推薦に当たっては、順位を付さない等、第8条第2項及び第3項の選考に影響を与えないよう配慮しなければならない。

第6条 教育研究評議会は、第3条第1項の要請があったときは、選考対象者の同意を得た上で、理事長に対し、選考対象者を2人以内に限り推薦を行うことができる。

2 前項の推薦は、原則として、第4条第1号に規定する者の中から推薦する。ただし、教育研究評議会が必要と認めた場合は、同条第2号に規定する者の中から推薦することができる。

3 第1項の推薦に当たっては、順位を付さない等、学部長等候補者選考会議における選考に影響を与えないよう配慮しなければならない。

第7条 経営協議会は、第3条第3項の要請があったときは、選考対象者の同意を得た上で、理事長に対し、選考対象者を2人以内に限り推薦を行うことができる。

2 前項の推薦に当たっては、順位を付さない等、学部長等候補者選考会議における選考に影響を与えないよう配慮しなければならない。

（選考会議による選考及び任命）

第8条 理事長は、前3条の規定により推薦された選考対象者のうちから学部長等を選考するため、学部長等候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

2 選考会議は、前項の選考対象者に対し、選考対象者になることの意味を確認するとともに、学部長等に就任した場合における所信の提出を求めるほか、必要な事項の確認を行う。

3 選考会議は、選考対象者について、書類及び面接により審査し、最終的に1人

を学部長等候補者として選考する。

- 4 選考会議は、前項の選考の結果を速やかに理事長に報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受けて学部長等を任命する。
- 6 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(任期)

第9条 学部長等の任期は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部長等が任期の途中で辞職、又は欠けた場合における後任の学部長等の任期は、学部長等に任命された日の属する年度の翌年度の末日までとする。
- 3 学部長等は、再任されることができ。ただし、引き続き2期を超えて在任することはできない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(学部長等の選考等の特例)

- 2 第2条、第3条及び第5条の規程にかかわらず、公立大学法人広島市立大学の成立後の最初の学部長等の選考及び任期については、公立大学法人広島市立大学最初の国際学部長及び芸術学部長選考規程及び公立大学法人広島市立大学最初の情報科学研究科長選考規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行する。